

令和8年度 鳥取県会計年度任用職員（看護師[週30時間勤務]）採用試験 募集案内

◆鳥取県立総合療育センター 事務部採用担当◆

〒683-0004 米子市上福原七丁目13-3 電話(0859)38-2155 FAX(0859)38-2156
インターネット <https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和8年2月6日(金)～令和8年2月20日(金) ◎ 持参、郵送で申込みができます。 郵送の場合は、令和8年2月20日(金)午後5時15分必着 ◎ 持参による場合の受付時間 平日の8:30～17:15は2階事務部で受け付けます。
試験日時	人物試験 令和8年2月26日(木) 午後4時から ◎ 諸事情により試験日時が変更になる場合があります。変更の場合は、別途電話連絡しますので、受験申込書に確実に連絡がとれる電話番号を記載してください。 ◎ 開始時間は遅れる場合がございますのであらかじめご了承ください。
試験会場	鳥取県立総合療育センター 2階 第2会議室(米子市上福原七丁目13-3)
試験結果発表日	試験日の翌日から3営業日以内

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用 予定者数	職務内容	配属先
看護師 [週30時間勤務]	1名	重症心身障がい児・者、肢体不自由児・者の療育・看護にかかる下記の業務 (ア) 医療ケア・看護ケアの実施 (イ) 健康管理及び日常業務生活の援助 (ウ) 日中活動の余暇支援	総合療育センター

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
保健師助産師看護師法第7条に規定する看護師の免許を有する人
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条等の規定により、地方公務員となることができない人は受験できません。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
人物試験	300 点	個別面接による人物についての口述試験(20分)

5 任用期間

任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日(予定)
------	------------------------

6 勤務条件(予定)

給 与	○報酬 時間額 1,440円～ ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。 ※採用前の職務歴によっては、加算される場合があります。 ○期末勤勉手当(任用期間が6月以上で基準日(6月1日、12月1日)に在職する場合) 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月(6月期：1.1205月分、12月期：1.1205月分) 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例:令和8年4月1日採用の場合 6月期:100分の30 12月期:100分の100) ○費用弁償(通勤手当) ・通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 ・交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり、150,000円を限度額として支給します。 ・自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,700円～53,100円までの範囲内で支給します。 ※敷地内に職員用有料駐車場あり(駐車料金:月額2,880円)
福 利	地方公務員共済(健康保険)、厚生年金保険、雇用保険、労働災害保険対象 院内保育園あり ※加入条件を満たす場合に限ります。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間に応じた年次有給休暇(最大1年間に10日)が付与されます。 (2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後(各8週)などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び 勤務時間	週30時間(1日6時間) ※月曜日から金曜日(祝日・年末年始除く) ①午前9時から午後3時45分 ②午前10時から午後4時45分 (休憩45分)
任 用 の 期 間	任用期間満了後、再度の任用はありません。

◎上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

提出書類等	下記の書類を提出期限までに郵送・ご持参ください。 (1)採用試験申込書 1部 ※申込書には顔写真を貼付すること。 (2)資格者証の写し 1部 (3)作文 テーマ「障がいのある方の看護にあたって大切だと思うこと」 ※面接の参考としますので、申込書と一緒に事前に提出してください。
申 込 先	◆鳥取県立総合療育センター 事務部採用担当◆ 〒683-0004 米子市上福原七丁目13-3 鳥取県立総合療育センター2階事務部
受 験 票 の 交 付	受験票は交付しません。人物試験日・時間は、変更があれば前日までに電話でお伝えします。 試験開始 10 分前までに、2階事務部前においで下さい。
注意事項	◎封筒の表に赤字で「県会計年度任用職員(看護師)受験」と書いてください。 ◎万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 ◎提出書類は返却しません。

※ 配慮が必要な方は、会場準備等の都合がありますので、申込時にお知らせください。

8 採用予定者の決定方法

人物試験の得点の高い順に、採用予定者及び補欠合格者を決定します。

ただし、採点項目の得点が一定の基準に満たない場合は、得点に関わらず不合格とします。

補欠合格者は、採用予定者の辞退又は取消し等により当該採用予定者が採用にならない場合に採用します。

補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

※ 補欠合格有効期限 令和8年3月31日(火)

9 試験結果の発表

受験者全員に可否を文書で通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開 示 の 内 容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の結果、合計得点、順位	試験結果発表日から 1週間	鳥取県立総合療育センター 2階事務部

試験結果の開示の請求は、**受験者本人**が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

また、採用予定者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、**通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長形3号(12cm×23cm)〕を持参してください。**

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始 10 分前までに2階事務部前に集合してください。(遅刻者は原則受験できません。)
- (2) 総合療育センター敷地内は全面禁煙です。
- (3) 感染症予防のため、マスクを着用の上、お越しください。
- (4) 総合療育センターについては、ホームページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/>

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合否通知の発送、採用手続き、配属先の決定及びその連絡以外には利用しません。

13 受験会場案内図

